

証券コード4641
2020年3月4日

株 主 各 位

神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号

株式会社アルプス技研
代表取締役社長 今 村 篤

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年3月25日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年3月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県相模原市緑区西橋本五丁目4番12号
アルプス技研第1ビル 会議室

3. 会議の目的事項

- 報告事項
- (1) 第39期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第39期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役6名選任の件

以 上

ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
総会開始後にご出席の際には、第二会場へご案内させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.alpsgiken.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2019年1月1日から
2019年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2019年1月1日～2019年12月31日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあり、緩やかな回復基調が継続しているものの、海外経済や通商問題動向などにより、先行き不透明な状況で推移しました。

当社グループの主要顧客である大手製造業各社において、半導体分野については5G関連の需要拡大に伴い市況が回復傾向となり、自動車関連分野も引き続き次世代車向けの研究開発投資が活発だったことから、総じて堅調に推移いたしました。

このような環境の下、当社は「チームアルプラス」というビジョンを掲げ、より結束力の高い技術者集団となることを目指しています。また、当社グループの中核である技術者派遣事業では、採用施策の強化、優秀な技術者の確保に努めました。さらに全社を挙げて、高稼働率の維持及び契約単価の向上、チーム派遣や、外国人社員の活躍推進等の営業施策に取組みました。以上のような施策の結果、稼働率は高水準を維持し、稼働人数、契約単価ともに上昇いたしました。これらの技術者派遣事業における諸要因を主因として、当連結会計年度の売上高は363億71百万円（前年同期比11.0%増）となりました。その結果、営業利益は40億14百万円（同11.9%増）、経常利益は40億98百万円（同13.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は29億8百万円（同9.0%増）となりました。

なお、当社は2018年7月に迎えた創業50周年を第2創業期と捉え、次世代に向けた強みを創出すべく、新規事業や、知名度向上に向けた施策を推進しております。また、グループ発展の礎として、「アルプラス技研第2ビル」が同年9月に竣工し、成長分野への投資を促進するなど様々な取組みを行っております。

その一環として、同年4月に、成長産業へと向かう農業関連分野、及び人手不足が顕著となっている介護関連分野に対して、外国人材を活用した新たなモデルの人材派遣市場を創出すべく、農業・介護関連の人材派遣を行う子会社「株式会社アグリ＆ケア」を新規設立いたしました。同年8月には、国家戦略特区の農業支援外国人受入事業において、愛知県より、当社が全国初となる「特定機関基準適合通知書」を交付されました。また、農業支援外国人受入事業を行う全ての国家戦略特区（京都府、新潟市、沖縄県）においても、同様に「特定機関基準適合通知書」の交付を受けております。

2019年7月には、当社に続き、株式会社アグリ＆ケアが、愛知県より「特定機関基準適合通知書」を交付されました。また、同年9月には、当社の社員が農業に携わる外国人材として、人材派遣会社で全国初となる新在留資格「特定技能1号」を取得しました。今後は、国家戦略特区以外の地域においても、外国人材の活躍を推進してまいります。当社グループは、創業以来培ってきた高度な技術力と人材育成のノウハウを活かし、幅広い価値を提供いたします。

セグメント別の状況は以下のとおりであります。

ア. アウトソーシングサービス事業

主要事業であるアウトソーシングサービス事業では、技術者派遣を中心に、技術プロジェクトの受託、事務派遣、職業紹介等も行っております。

アウトソーシングサービス事業におきましては、優秀な人材の確保、契約単価の改善を柱とした、採用及び営業施策に注力した結果、稼働人数は増加し、契約単価も上昇いたしました。その結果、当連結会計年度における売上高は339億11百万円（同8.0%増）、営業利益は38億31百万円（同10.7%増）となりました。

イ. グローバル事業

グローバル事業では、海外におけるプラント設備、機械・設備機器等の据付及びメンテナンス並びに人材サービスを行っております。

グローバル事業におきまして、第4四半期にエンジニアリング事業の大型案件を検収し、また一部案件の完成が前倒しされたため、当連結会計年度における売上高は24億60百万円（同77.8%増）、営業利益は1億80百万円（同46.9%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、当社グループが実施した設備投資額は1億76百万円であり、その主な内容は、上士幌オフィスの建築費用、技術者育成支援システム改修費用、社用車購入費用であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株式発行及び社債発行等の資金調達は行っておりません。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第36期 (2016年12月期)	第37期 (2017年12月期)	第38期 (2018年12月期)	第39期 (当連結会計年度) (2019年12月期)
売上高(百万円)	26,743	30,260	32,781	36,371
経常利益(百万円)	2,949	3,275	3,605	4,098
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,988	2,367	2,667	2,908
1株当たり当期純利益	88円43銭	105円29銭	124円07銭	138円93銭
総資産額(百万円)	16,458	18,435	17,341	19,471
純資産額(百万円)	10,843	12,295	10,613	12,165
1株当たり純資産額	481円55銭	546円03銭	506円53銭	579円62銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

2. 第39期(当連結会計年度)の概況については、前記「1. 企業集団の現況 (1)当事業年度の事業の状況 ①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
3. 当社は、2018年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を、2019年7月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合で株式分割を行っておりますが、第36期(2016年12月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	所在地	主要な事業内容
㈱アルプスビジネスサービス	100 百万円	% 100.0	神奈川県 相模原市	一般労働者派遣事業、社員教育事業、損害保険の代理業、人材紹介業
㈱パナR&D	310 百万円	100.0	東京都 渋谷区	技術者派遣事業、設計開発の請負
㈱アグリ&ケア	100 百万円	100.0	神奈川県 相模原市	農業、介護分野の派遣・請負事業
ALPSGIKEN TAIWAN CO.,LTD.	40 百万台湾ドル	95.0	台湾 台北市	各種プラント設備、機械・設備機器等の据付及びメンテナンス並びに人材サービス
ALTECH SHANGHAI CO.,LTD.(CHINA)	105 百万円	100.0	中国 上海市	各種プラント設備、機械・設備機器等の据付及びメンテナンス並びに人材サービス

(注) 当事業年度において特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは無期雇用型技術者派遣事業をコアとしており、採用・教育・営業の仕組みを抜本的に変革し、高度技術者集団としてのブランドの確立を図るため、「攻めの営業で成長分野の拡大」、「創意工夫で質の高い多様な人材を早期獲得」、「海外展開の加速と新規分野への挑戦」、「次代の人才培养」と「拡大成長を実現する組織の再構築」の諸施策を推進することにより、顧客の量的・質的要望に応えるとともに、技術者と顧客の最適な組み合わせによる高付加価値サービスの提供により、企業価値の向上を持続させていくことが重要な課題と認識しております。また、農業や介護関連分野においても既存事業とのシナジーを強化することで、さらなる事業拡大を目指してまいります。

当社グループが対処すべき主要な経営課題は、以下のとおりであります。

① 採用の強化

当社グループの主要事業である技術者派遣事業においては、顧客からの即戦力かつ高度技術を有する人材の要請が高まっていることから、質の高い多様な人材を確保すべく、中途入社の人数増加や、優秀な新卒社員の獲得に向けた積極的な採用活動の展開を図ってまいります。また、全役職員一体となり採用連携を強化し、全国での採用活動を活発化させるとともに、多様な採用チャネルを構築してまいります。

② 技術力の強化

当社グループでは、技術者が高い志をもって、自らの技術力を向上させることが企業価値の源泉であるとの思いの下、創業以来、技術者教育には特に力を入れてまいりました。この考えは今後も変わることなく、引き続き高度な技術力と、顧客から信頼される人間力を兼ね備えた社員の育成に努めてまいります。

なかでも、顧客ニーズに特化したカスタマイズ研修、技術者の長期キャリア形成を目的とした、シニア人材を含む年代別キャリア開発研修、次代を担う若手人材向けのマネジメント研修等に取組んでまいります。

さらに、積極的に「チーム派遣」を推進するために、高度な技術力を有するに留まらず、工程管理やマネジメントにも長けた、いわゆる「チームリーダー」を育成すべく、リーダー養成の研修を実施し、市場価値の高い高度技術者を養成してまいります。

また、座学の研修に留まらず、ものづくりの現場に携わることも、技術者、とりわけ若手の社員にとっては実践的な技術力を身につけるために必要な経験であるとの認識から、OJTの場を多く設けるとともに、アルプスロボットコンテストや新入社員の技術発表会等により、「ものづくり」の技術力を高めてまいります。

③ 営業力の強化

当社グループの主要顧客である自動車、半導体、電機メーカーなど大手製造業各社においては、国際競争力強化の必要性から、今後も引き続き、開発設計部門における効率化の流れは継続するものと思われます。その影響により、複数名の技術者をまとめて派遣する「チーム派遣」や、開発工程の一定部分を受託する「プロジェクト受注」への要請は一層の高まりをみせております。このような環境変化に対応すべく、営業部門の強化、拠点体制の見直し、営業と技術者との連携強化を図ることで、「チーム派遣」や「プロジェクト受注」等を積極的に開拓してまいります。

さらに、先端技術を始めとする成長分野における需要が拡大していることから、マーケティング機能や当該分野の人材育成をさらに強化し、案件獲得を図ってまいります。また、「チームアルプス」というビジョンの下、営業担当者のみならず、技術者自身も顧客ニーズへの迅速な対応と付加価値の高いサービス提供を行うことで、高水準の契約単価の実現にも注力してまいります。

④ 国際化への対応、グループ戦略

中国を始めとするアジア圏における高度経済成長を睨み、上海と台湾に現地法人を構え、製造業各社に対するエンジニアリング事業（生産ライン等の据付工事請負業務）を台湾のみならず中国全土に展開しております。

さらに、現地における人材確保等、当社グループの有する強みを活かし、国内グループ各社と海外現地法人とが緊密な連携を図ることで、製造業各社の中国戦略にも積極的に対応してまいります。

また、加速化するグローバル競争の中で、技術アウトソーシング企業としてのプレゼンスを高めるため、ヤンゴン支店（ミャンマー）を軸に、引き続き東南アジアにおける多角的な人材ビジネスを推進いたします。

2018年4月には、農業・介護関連の人材派遣を行う子会社「㈱アグリ＆ケア」を設立いたしました。成長産業へと向かう農業関連分野において、外国人材の活躍を推進する新たなモデルの人材派遣市場を拡大してまいります。

⑤ コンプライアンス及びCSR（企業の社会的責任）への取組み

当社グループでは従来「企業倫理憲章」を始めとした社内ルールを制定するとともに、法令・社会倫理規範遵守のための社内体制を整備し、コンプライアンス教育を徹底してまいりました。コンプライアンスは経営の重要な課題の一つと認識し、今後も引き続き取組んでまいります。

また、当社は企業市民として環境経営の推進や、財団、NPO法人を通じた起業家育成・教育・コミュニティ活動等の社会貢献活動を支援してまいります。

⑥ 労働者派遣法の改正について

2015年9月30日に改正労働者派遣法が施行され、派遣業界全体の健全化や派遣労働者のキャリアアップに資する研修の実施等が求められることになりました。改正内容は、「無期雇用型技術者派遣」に対して何ら規制強化となるものではありません。

また、2020年4月1日には働き方改革に関連した改正労働者派遣法が施行されますが、当社グループでは社員が安定した雇用・待遇の下、長期的なキャリア形成に向けた多様なバックアップを推進してまいります。大手製造業各社における外部人材活用の動きは一段と活発化していることから、当社グループは、法改正をビジネスチャンスと捉え、引き続き顧客とのパートナーシップを強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容 (2019年12月31日現在)

区分	事業内容
アウトソーシング サービス事業	機械・電気・情報処理設計等の設計技術者の派遣並びに技術プロジェクトの受託 CADオペレーション、オフィスサポート等の人材派遣並びに受託 農業、介護分野の派遣・請負事業
グローバル事業	プラント設備、機械・設備機器等の据付及びメンテナンス並びに人材サービス

(6) 主要な事業所及び工場 (2019年12月31日現在)

① 当社の主な事業所

本社	横浜市西区
アルプラス技研第1ビル	事務管理・総合研修センター（相模原市緑区）
アルプラス技研第2ビル	研修センター（相模原市緑区）
事業部	北日本事業部（仙台市太白区） 北関東事業部（さいたま市大宮区） 南関東事業部（東京都千代田区） 中日本事業部（名古屋市中村区） 西日本事業部（大阪市中央区）
工場	蓼科テクノパーク（長野県茅野市） 宇都宮テクノパーク（栃木県矢板市）

② 重要な子会社の主な事業所

前記「(3)重要な親会社及び子会社の状況 ②子会社の状況」に記載のとおりであります。

(7) 使用人の状況 (2019年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人數
アウトソーシングサービス事業	4,685名 [173名]
グローバル事業	242名 [-名]
合計	4,927名 [173名]

(注) 使用人数は、就業人員であり、臨時雇用者数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
3,984名 [140名]	305名増 [55名増]	35.1歳	8.1年

(注) 使用人数は、就業人員であり、臨時雇用者数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 横 浜 銀 行	千円 200,000
株 式 会 社 東 邦 銀 行	140,000
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	110,000
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	100,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	100,000
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	50,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2019年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 42,900,000株

(注) 当社は、2019年7月1日付で株式分割（普通株式1株を1.1株に分割）に伴う定款の変更が行われ、
発行可能株式総数は3,900,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 24,746,675株

(注) 当社は、2019年7月1日付の株式分割（普通株式1株を1.1株に分割）により、発行済株式の総数は
2,249,697株増加しております。

(3) 株主数 8,540名

(4) 大株主の状況(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
アルプス技研従業員持株会	1,310,931	6.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,007,100	4.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	967,800	4.61
公益財団法人とかち財団	748,000	3.57
株式会社東邦銀行	736,929	3.51
株式会社横浜銀行	725,907	3.46
松井利夫	625,588	2.98
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	426,316	2.03
株式会社八十二銀行	382,410	1.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	341,500	1.63

(注) 1. 当社は、自己株式を3,797,910株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。また、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権に関する重要な事項
該当事項はありません。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

連結監査報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2019年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	今 村 篤	ALPSGIKEN TAIWAN CO.,LTD. 董事長 ALTECH SHANGHAI CO.,LTD.(CHINA) 董事長
常務取締役	渡 還 信 之	㈱アグリ&ケア取締役会長
取締役	野 田 浩	㈱アルプスビジネスサービス代表取締役社長
取締役	河 野 晶	経営企画部長兼国際部長
取締役	田 辺 恵一郎	東京鋼鐵工業㈱代表取締役社長
取締役	野 坂 英 吾	㈱トレジャーファクトリー代表取締役社長
取締役	吳 雅 俊	㈱TNPパートナーズ代表取締役社長
常勤監査役	石 井 忠 雄	
監査役	賀 谷 浩 志	賀谷浩志公認会計士事務所代表
監査役	加 藤 勝 男	東邦信用保証㈱代表取締役社長

- (注) 1. 取締役田辺恵一郎氏、野坂英吾氏及び吳雅俊氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役賀谷浩志氏及び加藤勝男氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、賀谷浩志氏は財務及び会計に関する専門的な知見を有しております。
3. 当社は、取締役田辺恵一郎氏、野坂英吾氏、吳雅俊氏及び監査役賀谷浩志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額を限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

区分	分	支給人員	支給額
取(うち)社外取締役	締役	名 8 (3)	百万円 144 (7)
監(うち)社外監査役	役	4 (2)	15 (6)
合	計	12	159

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2018年3月28日開催の第37回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度導入に伴い、取締役の報酬総額3億円以内の枠内で、固定報酬2億円以内、業績連動報酬50百万円以内、株式報酬支給のため付与する金銭報酬債権の額を50百万円以内とすることについて決議いただきました。

(1) 業績連動報酬

取締役の業績連動報酬は、「親会社株主に帰属する当期純利益」を業績評価指標として総額を算出し、連結実績確定後、「親会社株主に帰属する当期純利益」の実績に応じて算出した支給率(月数)を各取締役の月額報酬に乗じた額を業績連動報酬として支給しております。なお、上記取締役報酬の総額には、当事業年度に係る業績連動報酬28百万円が含まれております。

(2) 譲渡制限付株式報酬

対象取締役に対して、原則として毎事業年度、当社の普通株式を付与するための金銭報酬債権の額を年額50百万円以内とし、本株式報酬の具体的な支給時期及び支給額については、取締役会にて決定いたします。なお、上記取締役報酬の総額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬費用計上額(対象取締役4名)24百万円が含まれております。

2. 監査役の報酬限度額は、2006年3月24日開催の第25回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。
3. 取締役及び監査役の支給人員には、2019年3月27日開催の定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

会社における地位	氏 名	重 要 な 兼 職 状 況	当 社 と の 関 係
社 外 取 締 役	田 辺 恵一郎	東京鋼鐵工業株代表取締役社長	特別の利害関係はありません。
社 外 取 締 役	野 坂 英 吾	㈱トレジャーファクトリー 代表取締役社長	特別の利害関係はありません。
社 外 取 締 役	吳 雅 俊	㈱TNPパートナーズ 代表取締役社長	特別の利害関係はありません。
社 外 監 査 役	賀 谷 浩 志	賀谷浩志公認会計士事務所代表	特別の利害関係はありません。
社 外 監 査 役	加 藤 勝 男	東邦信用保証㈱代表取締役社長	特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況	主な活動状況
田 辺 恵一郎 (社外取締役)	取 締 役 会 1 0 0 . 0 %	当事業年度に開催された取締役会7回すべて出席いたしました。企業経営者としての豊かな経験と高い見識を有しており、独立役員として取締役会の意思決定にあたり、妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。
野 坂 英 吾 (社外取締役)	取 締 役 会 1 0 0 . 0 %	当事業年度に開催された取締役会7回すべて出席いたしました。企業経営者としての豊かな経験と高い見識を有しており、独立役員として取締役会の意思決定にあたり、妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。
吳 雅 俊 (社外取締役)	取 締 役 会 1 0 0 . 0 %	当事業年度に開催された取締役会7回すべて出席いたしました。企業経営者としての豊かな経験と高い見識を有しており、独立役員として取締役会の意思決定にあたり、妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。
賀 谷 浩 志 (社外監査役)	取 締 役 会 1 0 0 . 0 % 監 査 役 会 1 0 0 . 0 %	当事業年度に開催された取締役会7回すべて出席いたしました。財務及び会計に関する専門的な知識を有し、独立役員として、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言、提言を行っております。また、監査役会については8回すべて出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
加 藤 勝 男 (社外監査役)	取 締 役 会 1 0 0 . 0 % 監 査 役 会 1 0 0 . 0 %	当事業年度に開催された取締役会7回すべて出席いたしました。金融機関等における長年の経験及び見識を有しており、取締役会の意思決定にあたり、妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。また、監査役会については8回すべて出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

- (1) 名称 有限責任監査法人トーマツ
 (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	百万円 28
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合又は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社(以下「当社グループ」という。)は、コンプライアンスの実効性を確保するために制定した「アルプラス技研 企業倫理憲章」を規範として、役員及び社員は社会的・倫理的責任を自覚し、法令・定款及び具体的な指針である行動規範大綱を遵守する。なお、当社取締役会は、内部統制の実施状況を監督するとともに、「企業集団の業務の適正を確保する体制」を整備するために、内部統制委員会を設置し、内部統制基本方針について不断の見直しによって改善・充実を図り、効率的で適正な業務執行体制の整備に努める。

また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムの信頼性の確保について適切に取組むものとする。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会その他重要な会議の意思決定に関する情報、代表取締役社長等の決裁する情報並びに財務・コンプライアンス・リスク管理に関する情報を記録・保存・管理し、取締役及び監査役等必要な関係者が閲覧できる体制の整備に努める。
- ② 法令及び文書取扱規程等に基づき、各々の担当職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録したうえ、適切に保存し管理する。

(2) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理規程を定め、リスク管理委員会を設置し、当社グループの業績・財務状況に影響を及ぼすリスクの適切な管理を行い、定期的に取締役会に報告する。なお、リスク管理規程をグループ共通の規程とし、リスク管理の意識及び実効性の向上に努める。
- ② リスクを主管する当社グループの各部署の責任者は、業績・財務状況に影響を及ぼすおそれのあるリスクが認められた場合は、速やかにリスク管理委員会委員長に報告するとともに、分析・評価・ヘッジ等の対策を行い、当社はグループのリスク管理を統括管理する。
- ③ 当社の経営危機管理規程に定める、グループ経営に重大な影響を及ぼす事態が発生したとき、または発生のおそれが予想される場合には、当社社長を本部長とした対策本部を設置する。

(3) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、定例の取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

- ② 当社グループは取締役会規程、職務権限規程、業務分掌等の規程を整備し、組織の役割、権限・責任の明確化を図り、業務の効率化に努める。
 - ③ 関係会社管理規程に基づいて、子会社の重要な職務執行について当社取締役会の事前承認を必要とし、責任と権限の明確化を図る。
 - ④ 当社グループの企業理念、経営計画、事業運営状況等の経営情報を適切に開示するため、ディスクロージャー委員会を設置し、開示の透明性・公平性に努める。
 - ⑤ 稟議書・勤怠管理等ITシステムを積極的に活用し、業務の効率化・情報の共有化等を推進する。
- (4) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社は、グループ全体へのコンプライアンス活動の推進及びグループに係る諸問題に対し早期対応策・事前防止策を図るため、コンプライアンス委員会を設置しており、法令遵守・企業倫理の意識をグループ全体に浸透させることを目的にコンプライアンス教育をグループ各社に拡大し、行動規範ケースブックを全員に配布する。
 - ② 当社グループの取締役は、職務が法令及び定款に適合することを遵守することを誓約するため、就任時に誓約書を当社の社長あて、提出する。
 - ③ 業務部門から独立した監査室は、監査役と連携を図り、定期的に子会社を含めたグループ全体の内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに代表取締役及び監査役に適宜報告する。
 - ④ 法令及び倫理上疑義がある行為等について、当社グループの取締役及び社員が直接情報提供を行う手段として、社内窓口及び外部専門機関の「ヘルプネット・社外窓口」を設置している。なお、通報者の希望により匿名性を保証するとともに通報者に不利益がないことを確保する体制を整備する。
 - ⑤ 海外の子会社については、当該国の法令等を遵守するとともに、可能な範囲で本基本方針に準じた体制を整備する。
- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社取締役、常勤監査役及びグループ会社の代表取締役等を構成メンバーとしたグループ連絡会議を開催し、グループ各社の年度計画の策定・進捗状況の報告を行い、グループの迅速な意思決定と適正な業務執行の確保に努める。

- ② 当社はグループ会社の経営の自立を図るため、収益力の強化・事業の拡大を推進し、事業内容の定期的な報告を受け重要な案件についての事前承認を行う。
- ③ グループ会社は内部統制を担当する部署を定め、当社と連携して内部統制システムの構築及び実効性を図り、当社はグループ会社の経営の企業活動におけるリスク管理体制を確立する。
- ④ 監査役、会計監査人及び監査室は連携し、企業集団の連結経営の有効性、効率性等を確保するための監査体制を維持する。
- ⑤ 当社が定める関係会社管理規程に基づいて、子会社の経営成績、財務状況その他の情報について、当社へ定期的に報告する体制及び、重要な事象が発生した場合には、当社に報告する体制を構築する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき社員として、必要に応じ監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くことができるものとし、配置する場合は、当該社員の独立性を確保するため、監査役が指示した補助業務については取締役の指揮命令権は及ばないものとともに、任命、人事異動等人事権に関する事項の決定について、監査役会の事前の同意を得るものとする。

- (7) 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ① 取締役は、取締役会等の重要な会議において隨時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
 - ② 当社グループの取締役及び社員は、当社監査役から業務執行に関して、報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - ③ 当社グループの取締役及び社員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行う。
 - ④ 当社監査室、総務部、経営企画部は、定期的に当社監査役に対する報告を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
 - ⑤ 当社の内部通報制度の担当部署である総務部は、当社グループの取締役及び社員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役へ報告する。

- (8) 監査役へ報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社は、当社グループの監査役へ報告を行った取締役及び社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループへ周知徹底を図る。
- ② 通報制度において、当社グループの取締役及び社員が当社監査役に対して直接通報を行うことができるることを定めるとともに、当該通報したことによる不利益な取扱いの禁止を明記する。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ② 監査役は、取締役会及び重要な会議等に出席する。また、稟議書等に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。
- ③ 監査役は、会計監査人から会計監査内容について報告を受けるとともに、子会社監査との定期的な情報交換などの連携を図る。
- ④ 当社は、監査役の職務執行に見込まれる予算を毎期計上し、また、職務執行で生ずる費用の前払いまたは支出した費用の弁済処理を速やかに処理する。
- (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社グループは、金融商品取引法その他関係法令に基づき、内部統制が有効かつ適切に行われる体制整備及び運用する体制を構築し、会計監査との連携を図り、財務報告の信頼性を確保する。
- (11) 反社会的勢力排除に向けた体制
- ① 当社グループは、社会秩序や健全な企業活動を阻害する反社会的勢力及びその団体、個人には毅然たる態度で臨み、一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当要求には一切応じないものとする。
- ② 警察、弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し組織的対応を図る。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び子会社(以下「当社グループ」という。)は、コンプライアンスの実効性を確保するためには制定した「アルプラス技研 企業倫理憲章」を規範として、役員及び社員は社会的・倫理的責任を自覚し、法令・定款及び具体的な指針である「行動規範大綱」を遵守します。なお、当社取締役会は、内部統制の実施状況を監督するとともに、効率的で適正な業務執行体制の整備に努めております。

なお、当社における「業務の適正を確保するための体制の運用状況」の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行の適正及び効率性を確保するための体制

当社の取締役会は、社外取締役を含む取締役と社外監査役を含む監査役で構成され、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を十分に議論したうえで決定し、取締役の業務の執行状況の監督を行っております。

また、当社グループのコンプライアンス活動の推進及び業績・財務状況に影響を及ぼすリスクの適切な管理等を行うため委員会を設置しており、同委員会の活動状況について、取締役会に報告されております。

(2) 企業集団の業務の適正を確保するための体制

グループ会社の迅速な意思決定と適正な業務を確保するためグループ連絡会議を定期的に開催し、必要に応じて助言・指導を行い、適切なグループ経営に努めております。また、関係会社管理規程に基づき、業績・財務状況等重要な事項について、当社に報告されております。

(3) 監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会計監査人から会計監査内容の報告を受けるとともに、子会社監査役との定期的な情報交換などの連携を図り、監査上の重要課題について意見交換を行い、監査役監査の実効性の確保に努めております。

また、当社グループの取締役及び社員は当社監査役から業務執行に関して、報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行っております。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、次のとおりであります。

当社は、2019年2月7日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）の継続を決定し、2019年3月27日開催の当社第38回定時株主総会において、当社の企業価値の向上、株主共同の利益確保・向上のための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を継続することについて、株主の皆様のご承認をいただきました。

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、技術者派遣企業として成長を継続し、企業価値ひいては株主共同の利益を安定的に確保し、向上させていくことが必要であると考えております。当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

当社の株主の在り方について、当社は、公開会社として株主の皆様が所有する当社株式は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。従って、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるものと考えております。

しかし、株式の大量取得行為や買付提案の中には、買付の目的や買付後の経営方針等に鑑み企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、買付に対する代替案を提示するために合理的に必要とする期間を与えることなく行われるもの、当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客などの利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらすもの等が想定されます。

このような大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考え、当社は本プランを導入し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するものであります。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

① 企業価値向上のための取組み

当社は、1968年の創業以来、社会や企業の発展も技術開発も、人と人との心のつながりが基本であるとの意味をこめた「Heart to Heart」の経営理念に基づいて、製品の開発・設計分野において優れた技術力の提供とソリューションの提案によって高い付加価値を生み出し、製造業のイコールパートナーを目指し日本の製造業の発展を支える技術者派遣企業として成長してまいりました。

当社グループは、2018年7月に新たな5カ年計画として「新産業革命時代に向けた経営資源の再投資」をテーマに掲げております。具体的には、アウトソーシング市場における持続可能な競争優位性の創出、投資の拡大による成長の加速と収益基盤の強化、事業環境の変化に対応した人材育成と組織の最適化に資する取組みを、着実に実行してまいります。

ア. 新産業革命時代に向けた経営資源の再投資に関する取組み

- ・ アウトソーシング市場における持続可能な競争優位性の創出

当社グループの持続的発展を目的として、各社の事業ドメインを再構築し、グループのスケールメリットを最大化した高付加価値のアウトソーシングサービスを展開してまいります。強みを発揮できる領域に各社の経営資源を集中させることで、他社との競争優位性を築き、際立った企業ブランドを構築してまいります。また、成長産業へと向かう農業関連分野及び人材不足が顕著となっている介護関連分野に対して、新たなモデルのアウトソーシング市場を創出してまいります。

- ・ 投資の拡大による成長の加速と収益基盤の強化

アライアンス、M&Aによる経営資源の連携・結合により、技術サービス事業、人材サービス事業の領域を国内外において拡大してまいります。さらに、次世代のイノベーションを引き起こす可能性のある中小・ベンチャー企業・大学との連携を推進し、当社グループの事業ポートフォリオ拡大にも挑んでまいります。

- ・ 事業環境の変化に対応した人材育成と組織の最適化

新たな取組みを効率的かつ迅速に遂行することを目的として、社内組織の最適化を図ってまいります。ITによる高水準の業務効率化にも取組み、知的機動力の高い組織づくりに挑んでまいります。同時に、ミドルの育成と共に多様な人材が活躍するダイバーシティ企業を目指してまいります。また、教育研修事業の拡大・強化を目的として教育研修機能を再編し、これまで培ってきた豊富なノウハウを広く社会に還元し、将来、産業界の発展に寄与する人材の育成に取組んでまいります。

イ. コーポレート・ガバナンスの強化による企業価値・株主共同の利益向上への取組み

当社は、広く社会から期待される企業となるべくコーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。このため、取締役会の運営においては、社外取締役を選任し経営の透明性・公正性及び効率性を確保することを基本としております。

当社は監査役会設置会社として、独立性の高い社外監査役を含めた監査役の監査により経営の実効性を高め、取締役会の意思決定の監視・監督機能の強化を図っております。

また、リスク管理や内部統制システムの整備等を通じ内部管理体制の強化に努め、企業倫理憲章及び行動規範大綱に基づいた健全な企業活動を推進し、ガバナンスの充実を図っております。

当社は、企業価値・株主共同の利益の向上を図るための取組みとして、株主の皆様に対する経営陣の責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。

以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めております。

- ② 基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2019年3月27日開催の第38回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て、本プランを継続いたしました。

具体的には、当社の発行済株式総数の20%以上となる株式の買付または公開買付を実施しようとする買付者には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出していただきます。当社取締役会の決議により設置する独立委員会は、外部専門家等の助言を得て、買付内容の評価・検討、株主の皆様への情報開示と取締役会が提案した代替案の開示・検証、必要に応じて買付者との交渉等を行います。買付者が本プランの手続きを遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を侵害する買付であると独立委員会が判断した場合は、対抗措置の発動（買付者等による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当ての実施）を取締役会に勧告いたします。また、独立委員会は新株予約権の無償割当てを実施することについて、株主意思を確認することが相当であると判断した場合は、当社取締役会に対して株主総会を招集し、新株予約権無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告することができるものといたします。

なお、独立委員会が対抗策の発動について、相当でないと判断した場合は、取締役会に対して、不発動の勧告をいたします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施または不実施の決議を行うものとします。なお、独立委員会から、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議する旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議し、株主の皆様の意思を確認するものといたします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の内容その他の事項について、情報開示を行います。

本プランが発動されることとなった場合、当社は買付者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者以外の者から1株以下で当社取締役会が別途定める数の当社株式と引き換えに本新株予約権1個を取得する旨の取得条項が付された本新株予約権をその時点の全ての株主の皆様に対して無償割当ていたします。

- (3) 当社の導入した買収防衛策は、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値または株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 株主意思の反映

本プランは、2019年3月27日開催の当社第38回定時株主総会において承認されております。また、本プランの有効期間（3年）満了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。当社取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じても、1年ごとに株主の皆様のご意思が反映されます。

② 独立性の高い社外監査役及び有識者の判断の重視

当社の取締役会を監督する立場にある社外監査役及び有識者を含めて独立委員会を構成することにより、当社の経営陣の恣意的判断を排し、その客觀性、合理性を担保すると同時に独立委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えております。

③ 本プラン発動のための合理的な客觀的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客觀的要件が充足されなければ、発動されないように設定されております。当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、企業価値の源泉を理解し、技術者派遣企業として成長を継続し、企業価値ひいては株主共同の利益を安定的に確保し、向上させていくことが必要と考えておりますが、これらの客觀的要件は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないとされる場合と内容を一致させております。これにより、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	13,405,188	流動負債	6,988,234
現金及び預金	7,442,059	支払手形及び買掛金	112,052
受取手形及び売掛金	5,382,018	短期借入金	700,000
有価証券	1,301	未払法人税等	864,974
仕掛品	155,568	未払消費税等	839,756
原材料及び貯蔵品	961	未払金	1,559,567
その他の	425,392	賞与引当金	1,333,112
貸倒引当金	△2,115	役員賞与引当金	32,085
固定資産	6,066,250	その他の	1,546,685
有形固定資産	3,257,447	固定負債	317,466
建物及び構築物	1,727,325	退職給付に係る負債	206,035
機械装置及び運搬具	14,374	その他の	111,430
土地	1,449,757	負債合計	7,305,700
その他の	65,990	純資産の部	
無形固定資産	437,442	株主資本	11,870,221
のれん	277,321	資本金	2,347,163
その他の	160,120	資本剰余金	3,060,564
投資その他の資産	2,371,360	利益剰余金	10,425,509
投資有価証券	1,020,504	自己株式	△3,963,015
繰延税金資産	643,338	その他の包括利益累計額	272,195
賃貸固定資産	124,067	その他有価証券評価差額金	257,173
その他の	583,449	為替換算調整勘定	15,021
資産合計	19,471,438	非支配株主持分	23,321
		純資産合計	12,165,737
		負債純資産合計	19,471,438

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

連結監査報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2019年1月1日から)
(2019年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目										金 額	
売上原価										36,371,294	
販賣費										27,173,320	
営業受取										9,197,973	
営業支出										5,183,433	
										4,014,540	
受取利息										2,718	
受取取扱料										24,569	
受取助成取										31,178	
受取外取										37,963	
支払費用										51,698	
										148,129	
貸付利息										3,347	
報酬費用										20,458	
株式差額										18,356	
報酬の差額										9,079	
報酬の差額										8,751	
										4,611	
										64,605	
別種常利										4,098,064	
別種資産										112	
別種資産										200,000	
										200,112	
別種資産										443	
別種資産										2	
										299	
										746	
税金調整前当期純利益										4,297,430	
法人税、住民税等の調整額										1,428,509	
法人税、住民税等の調整額										△42,858	
										1,385,650	
当期純利益										2,911,779	
当期純利益										3,647	
										2,908,132	

連結株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から)
(2019年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,347,163	3,035,196	8,962,864	△4,000,849	10,344,375
連結会計年度中の変動額					
剩 余 金 の 配 当			△1,445,488		△1,445,488
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益			2,908,132		2,908,132
自 己 株 式 の 取 得				△4,084	△4,084
自 己 株 式 の 処 分		25,367		41,918	67,286
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	25,367	1,462,644	37,833	1,525,845
当 期 末 残 高	2,347,163	3,060,564	10,425,509	△3,963,015	11,870,221

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非 支 配 株 主 分 持	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 調 替 整 換 算 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	230,928	18,746	249,675	19,565	10,613,616
連結会計年度中の変動額					
剩 余 金 の 配 当					△1,445,488
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益					2,908,132
自 己 株 式 の 取 得					△4,084
自 己 株 式 の 処 分					67,286
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	26,244	△3,724	22,519	3,755	26,275
連結会計年度中の変動額合計	26,244	△3,724	22,519	3,755	1,552,121
当 期 末 残 高	257,173	15,021	272,195	23,321	12,165,737

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

ア. 連結子会社の数

5社

イ. 連結子会社の名称

(株)アルプスビジネスサービス

(株)パナR&D

(株)アグリ&ケア

ALPSGIKEN TAIWAN CO.,LTD.

ALTECH SHANGHAI CO.,LTD.(CHINA)

② 非連結子会社の状況

非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の状況

持分法を適用した非連結子会社又は関連会社はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の状況

持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日はすべて連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

ア. 有価証券の評価基準及び評価方法

・その他有価証券

・時価のあるもの

当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法
により算定)

・時価のないもの

移動平均法による原価法

イ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

・原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に
に基づく簿価切下げの方法）

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づ
く簿価切下げの方法）

・貯蔵品

最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

ア. 有形固定資産(リース資産を除く)

・当社

建物及び構築物

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物……………10～50年

上記以外

定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

機械装置及び運搬具……………2～6年

その他（工具、器具及び備品）…5～15年

・在外連結子会社ALPSGIKEN TAIWAN CO.,LTD.、ALTECH SHANGHAI CO.,LTD.(CHINA)

所在地国の会計基準の規定に基づく定額法

・上記以外の連結子会社

定率法

ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）
並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物につ
いては定額法

イ. 無形固定資産(のれん及びリース資産を除く)

・当社

定額法

なお、主な耐用年数又は償却期間は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア……………5年

・連結子会社

定額法

ウ. 投資その他の資産

・当社

賃貸固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物……………9～20年

③ 重要な引当金の計上基準

ア. 貸倒引当金

イ. 賞与引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

従業員の賞与の支給に備えるため、その支給見込額のうち、当連結会計年度の費用とすべき額を見積計上しております。

ウ. 役員賞与引当金

当社

取締役に対して支給する業績運動報酬の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度の費用とすべき額を計上しております。
連結子会社：(株)アルプスビジネスサービス、(株)パナR&D
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度の費用とすべき額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社

確定給付型退職給付制度廃止日における退職金未払額を計上しております。

なお、当該退職金未払額は確定しておりますが、従業員の退職時に支給するため、「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号）を適用し、引き続き「退職給付に係る負債」として計上しております。

連結子会社：(株)アルプスビジネスサービス

確定拠出年金制度を採用しております。

連結子会社：(株)パナR&D

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤ 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、のれんの発生原因に基づき、その効果の及ぶ期間（8年）にわたり均等償却しております。

⑦ 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「寄付金」、「株式報酬費用消減損」は、明瞭性を高める観点から表示科目の見直しを行い、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

3. 連結貸借対照表に関する注記

減価償却累計額

有形固定資産	1,603,261千円
賃貸固定資産	220,968千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 の株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 の株式数(株)
発行済株式				
普通株式	22,496,978	2,249,697	－	24,746,675
自己株式				
普通株式	3,483,523	353,037	38,650	3,797,910

- (注) 1. 普通株式の数の増加2,249,697株は、2019年7月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合で株式分割を行ったことによるものであります。
2. 普通株式の自己株式数の増加353,037株は、株式の分割、単元未満株式の買取、譲渡制限付株式報酬の無償取得事由発生による取得によるものであります。
3. 普通株式の自己株式数の減少38,650株は、株主からの単元未満株式売渡請求に伴う売却、譲渡制限付株式報酬としての株式の処分によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たりの配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年3月27日 定時株主総会	普通株式	779,551	41	2018年12月31日	2019年3月28日

(注) 当社は2019年7月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合で株式分割を行っております。なお、1株当たり配当額は当該株式分割前の株式数を基準としております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たりの配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年8月7日 取締役会	普通株式	665,936	35	2019年6月30日	2019年9月20日

(注) 当社は2019年7月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合で株式分割を行っております。なお、1株当たり配当額は当該株式分割前の株式数を基準としております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当金の原資	1株当たりの配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年3月26日 定時株主総会	普通株式	796,053	利益剰余金	38	2019年12月31日	2020年3月27日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定して運用し、資金調達については銀行借入による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

短期借入金は、運転資金として調達したものであり、その殆どは固定金利であるため、金利の変動リスクは僅少であります。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の価格変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスクの管理体制

ア. 信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社は、営業債権については、販売管理規程に従い、新規取引先の財務状況を確認し、取引先ごとに四半期での期日及び残高を管理することで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。連結子会社においても、当社の販売管理規程に準じた同様の管理を行っております。

イ. 市場リスク（金利や価格変動等の変動リスク）の管理

当社は、短期借入金の殆どが固定金利であるため、支払金利の変動リスクは僅少であります。

また有価証券及び投資有価証券については、市場価格の価格変動リスクを抑制するため、四半期ごとに時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	7,442,059	7,442,059	—
② 受取手形及び売掛金	5,379,903	5,379,903	—
③ 有価証券及び投資有価証券	923,059	923,059	—
資産計	13,745,023	13,745,023	—
① 未払金	1,559,567	1,559,567	—
負債計	1,559,567	1,559,567	—

(※) 受取手形及び売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

① 現金及び預金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 受取手形及び売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 有価証券及び投資有価証券

上場株式の時価については、取引所の価格によっております。公社債投資信託は短期的に決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

① 未払金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	98,746
合 計	98,746

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、

「③ 有価証券及び投資有価証券」に含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 579円62銭

(2) 1株当たり当期純利益 138円93銭

(注) 当社は、2019年7月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております

7. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2020年2月6日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項を決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため

(2) 取得に係る事項の内容

① 取得対象株式の種類 当社普通株式

② 取得し得る株式の総数 500,000株（上限）

③ 株式の取得価額の総額 1,250百万円（上限）

④ 取得期間 2020年2月7日～2020年3月6日

⑤ 取得方法 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付

(3) 取得結果

上記決議に基づき、2020年2月10日に当社普通株式500,000株（取得価額 1,065,000,000円）を取得し、当該決議に基づく自己株式の取得を終了しました。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年2月13日

株式会社 アルプラス技研
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 羽鳥 良彰 
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 酒井 博康 

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アルプラス技研の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルプラス技研及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第39期事業年度の連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結計算書類作成のための基本となる事項及びその他の注記）に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるこことを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月20日

株式会社アルプス技研 監査役会

常勤監査役 石井忠雄 ㊞

監査役（社外監査役） 賀谷浩志 ㊞

監査役（社外監査役） 加藤勝男 ㊞

貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	10,074,171	流動負債	5,967,815
現金及び預金	5,330,999	買短期借入金	8,693
受取手形	179,767	未払法人税等	700,000
売掛金	4,061,886	未払消費税等	1,410,872
仕掛品	54,188	預り金	508,609
原材料及び貯蔵品	908	賞与引当金	783,185
前払費用	322,713	役員賞与引当金	737,151
その他	125,822	その他の	623,600
貸倒引当金	△2,115	固定負債	1,163,467
固定資産	7,253,164	退職給付引当金	28,400
有形固定資産	3,178,157	その他の	3,833
建物及び構築物	1,658,051	純資産の部	244,445
機械装置及び運搬具	13,083	株主資本	10,857,902
土地	1,447,045	資本金	2,347,163
その他の	59,976	資本剰余金	3,060,564
無形固定資産	157,282	資本準備金	2,784,651
ソフトウェア	149,274	その他資本剰余金	275,912
その他の	8,008	利益剰余金	9,413,189
投資その他の資産	3,917,723	利益準備金	190,000
投資有価証券	1,020,504	その他利益剰余金	9,223,189
関係会社株式	1,566,135	買換資産圧縮積立金	5,657
関係会社出資金	105,000	別途積立金	1,510,000
長期前払費用	409,355	繰越利益剰余金	7,707,532
敷金及び保証金	107,465	自己株式	△3,963,015
保険積立金	51,915	評価・換算差額等	257,173
賃貸固定資産	124,067	その他有価証券評価差額金	257,173
繰延税金資産	532,379	純資産合計	11,115,075
その他の	901	負債純資産合計	17,327,335
資産合計	17,327,335		

損益計算書

(2019年1月1日から)
(2019年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目						金 額	
売上原価	高利	益					29,684,280
売上費	理管費	益					21,676,884
販賣費	一般費	益					8,007,396
営業及一括	理利	益					4,428,239
受取外取	収益	利息	当期	入金	料他		3,579,156
受助取	配金	利	当期	入金	料他		
受取	賃の	利	当期	入金	料他		
受取	取成	利	当期	入金	料他		
受取	取	利	当期	入金	料他		
受取	取	利	当期	入金	料他		
業外取	費用	用					109
業外取	費用	用					151,569
業外取	費用	用					30,153
業外取	費用	用					49,587
業外取	費用	用					98,439
							329,859
業外払	利息	原価					1,835
貸取	利息	原価					22,551
寄付	利息	原価					109,166
式報酬	利息	原価					9,079
株式替	利息	原価					8,205
為替	利息	原価					2,855
その他の	利息	原価					153,693
経常利益	利息	原価					3,755,321
別種資産	利差	却損	却損	入益			
固定資産	利差	却損	却損	入益			112
固定資産	利差	却損	却損	入益			200,000
別種資産	利差	却損	却損	入益			0
固定資産	利差	却損	却損	入益			299
会員権評価	利差	却損	却損	入益			300
引当税金	純利	益					3,955,134
法人税、住民税等	純利	益					1,284,503
法人税等	純利	益					△45,245
当期	純利	益					1,239,257
							2,715,876

株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から)
(2019年12月31日まで)

(単位:千円)

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

連結監査報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

資本金	株 主 資 本							
	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
	資本準備金	そ の 他	資本剩余金合計	利 業 準備金	その他の利益剰余金			利 業 剰 余 金
当 期 首 残 高	2,347,163	2,784,651	250,544	3,035,196	190,000	5,952	1,510,000	6,436,848
事業年度中の変動額								
剩 余 金 の 配 当							△1,445,488	△1,445,488
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 取 崩 額						△295	295	-
当 期 純 利 益							2,715,876	2,715,876
自己株式の取得								
自己株式の処分		25,367	25,367					
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	25,367	25,367	-	△295	-	1,270,684
当 期 末 残 高	2,347,163	2,784,651	275,912	3,060,564	190,000	5,657	1,510,000	7,707,532
								9,413,189

自己 株 式	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 產 合 計
	株 合	株 主 資 本 計	その他の有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	純 資 產 合 計	
当 期 首 残 高	△4,000,849	9,524,311	230,928	230,928	9,755,240	
事業年度中の変動額						
剩 余 金 の 配 当		△1,445,488			△1,445,488	
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 取 崩 額		-			-	
当 期 純 利 益		2,715,876			2,715,876	
自己株式の取得	△4,084	△4,084			△4,084	
自己株式の処分	41,918	67,286			67,286	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)			26,244	26,244	26,244	
事業年度中の変動額合計	37,833	1,333,590	26,244	26,244	1,359,835	
当 期 末 残 高	△3,963,015	10,857,902	257,173	257,173	11,115,075	

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式	移動平均法による原価法
② 投資有価証券	
その他有価証券	
・時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの	移動平均法による原価法
③ たな卸資産	
ア. 原材料	移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
イ. 仕掛品	個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
ウ. 貯蔵品	最終仕入原価法
(2) 固定資産の減価償却の方法	
① 有形固定資産(リース資産を除く)	
ア. 建物及び構築物	定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物……………10～50年
イ. 上記以外	定率法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 機械装置及び運搬具……………2～6年 その他……………5～15年
② 無形固定資産(リース資産を除く)	定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 自社利用のソフトウェア……………5年
③ 賃貸固定資産	定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物……………9～20年

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
- ② 賞与引当金
- ③ 退職給付引当金
- ④ 役員賞与引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

従業員の賞与の支給に備えるため、その支給見込額のうち、当事業年度の費用とすべき額を見積計上しております。

確定給付型退職給付制度廃止日における退職金未払額を計上しております。

なお、当該退職金未払額は確定しておりますが、従業員の退職時に支給するため、「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号）を適用し、引き続き「退職給付引当金」として計上しております。

取締役に対して支給する業績連動報酬の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度の費用とすべき額を計上しております。

(4) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「寄付金」「株式報酬費用消滅損」は、明瞭性を高める観点から表示科目の見直しを行い、当事業年度より独立掲記することとしました。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額
賃貸固定資産の減価償却累計額
- (2) 関係会社に対する短期金銭債権
関係会社に対する短期金銭債務

1,541,446千円
220,968千円
9,607千円
94,100千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上原価	460,136千円
② 販売費及び一般管理費	89,963千円
③ 出向者給与負担金の受入額	62,809千円
④ 営業取引以外の取引高	141,477千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	3,483,523	353,037	38,650	3,797,910

- (注) 1. 当社は、2019年7月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合で株式分割を行っております。
2. 普通株式の自己株式数の増加353,037株は、株式の分割、単元未満株式の買取、譲渡制限付株式報酬の無償取得事由発生による取得によるものであります。
3. 普通株式の自己株式数の減少38,650株は、単元未満株式売渡請求に伴う売却、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

繰延税金資産

未 原 賞 未 貸 投 退 子 減 そ	払 与 払 倒 資 職 付 会 損 の	事 引 費 引 価 社 付 引 社 損 の	業 当 當 引 価 引 當 株 損 他	税 料 金 用 金 券 金 式 失 他	42,860千円 2,565千円 354,857千円 55,330千円 645千円 168,747千円 45,985千円 46,605千円 91,426千円 101,795千円 <hr/> 910,819千円 <hr/> - 千円 <hr/> 285,595千円 <hr/> 285,595千円 <hr/> 625,224千円 <hr/>
繰延税金資産小計					
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額					
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額					
評価性引当額小計					
繰延税金資産合計					
繰延税金負債					
買換資産圧縮積立金					
その他の有価証券評価差額金					
繰延税金負債合計					
繰延税金資産純額					

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率等の負担率との主な差異原因

当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名稱	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	(株)ハピナR&D	(所有) 直接 100.00	役員の兼任	寄付金	18,391	—	—
子会社	(株)アカリ&ケア	(所有) 直接 100.00	役員の兼任	寄付金	63,704	—	—

※ 寄付金は、グループ会社成長に向けた投資及び費用に充てるための資金です。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名稱又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員に準ずる者及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(有)松井経営研究所	(被所有) 直接 0.45	—	寄収付金入	200,000	—	—

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

530円58銭

(2) 1株当たり当期純利益

129円75銭

(注) 当社は、2019年7月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

9. 採用している退職給付制度の概要

当社は2003年1月1日より確定拠出年金制度を採用しております。

退職給付債務に関する事項

退職給付引当金 150,772千円

(確定給付型退職給付制度廃止時における退職未払額)

退職給付費用に関する事項

確定拠出年金への掛金支払額 310,554千円

退職給付費用 310,554千円

10. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2020年2月6日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項を決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため

(2) 取得に係る事項の内容

① 取得対象株式の種類	当社普通株式
② 取得し得る株式の総数	500,000株（上限）
③ 株式の取得価額の総額	1,250百万円（上限）
④ 取得期間	2020年2月7日～2020年3月6日
⑤ 取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付

(3) 取得結果

上記決議に基づき、2020年2月10日に当社普通株式500,000株（取得価額 1,065,000,000円）を取得し、当該決議に基づく自己株式の取得を終了しました。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年2月13日

株式会社 アルプラス技研
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 羽鳥 良彰 
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 酒井 博康 

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルプラス技研の2019年1月1日から2019年12月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて

招集に通知

事業報告

連結計算書類

連結監査報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及び計算書類に係る附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月20日

株式会社アルプス技研 監査役会

常勤監査役 石井忠雄 ㊞

監査役(社外監査役) 賀谷浩志 ㊞

監査役(社外監査役) 加藤勝男 ㊞

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけております。

剰余金処分につきましては、当連結事業年度の業績と安定的な配当の継続等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金38円 配当総額は796,053,070円

なお、中間配当金として35円をお支払しております。

(注) 当社は2019年7月1日付で、普通株式1株につき1.1株の割合で株式分割を行っております。中間配当金については当該株式分割前の実際の配当金額となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年3月27日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	いまむらあつし 今村篤 (1969年1月10日生) 再任	1990年4月 当社入社 2006年10月 当社技術部長 2009年3月 当社東海事業部長 2012年3月 当社営業推進部長 2013年3月 当社業務執行役員営業推進部長 2014年3月 当社取締役営業推進部長 2015年3月 当社代表取締役社長（現任）	112,985株
<取締役候補者とした理由>			
		今村篤氏は、当社の代表取締役社長を現任し、新入社員として当社に入社以来、技術者や、教育研修部門、営業部門の責任者の経験を有しております。これまで現場で培ってきたノウハウを引き続き取締役会の意思決定及び業務執行に活かせることから、取締役候補者としております。	
2	わたなべのぶゆき 渡邊信之 (1963年5月17日生) 再任	2015年5月 当社入社 当社経営企画部副部長 2015年10月 当社北日本事業部副部長 2016年5月 当社西日本事業部副部長 2016年9月 当社業務執行役員経営企画部長 2017年3月 当社取締役経営企画部長 2018年3月 当社常務取締役人事部長	43,960株
<取締役候補者とした理由>			
		渡邊信之氏は、事業部、経営企画部、人事部の業務経験を有し、業務管理・経営執行能力に優れています。また、取締役会における協議・検討に積極的に貢献しております。これまでの実績を踏まえ、引き続き取締役の責務を適切に果たすことが期待されることから、取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	河野晶 (1969年3月18日生) 再任	2007年10月 当社入社 2012年3月 当社経営企画部担当部長 2014年7月 当社業務執行役員経営企画部長 2016年9月 当社業務執行役員北関東事業部長 2019年3月 当社取締役経営企画部長 2019年9月 当社取締役経営企画部長兼国際部長 (現任)	38,240株
<取締役候補者とした理由>			
		河野晶氏は、経営企画部長、事業部長の経験を有し、当社取締役として取締役会における協議・検討に積極的に貢献しております。これまでの実績を踏まえ、引き続き取締役の責務を適切に果たすことが期待されることから、取締役候補者としております。	
4	田辺恵一郎 (1957年8月3日生) 再任	1995年9月 東京鋼鐵工業㈱代表取締役社長(現任) 2004年2月 プラットフォームサービス㈱ 取締役会長(現任) 2015年3月 当社社外取締役(現任)	ー株
<社外取締役候補者とした理由>			
		田辺恵一郎氏は、長年企業経営者としての豊かな経験と高い見識を有しております。取締役会の意思決定にあたり、経営陣から独立した視点で妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。	
5	野坂英吾 (1972年5月6日生) 再任	1999年12月 株トレジャーファクトリー 代表取締役社長(現任) 2016年3月 当社社外取締役(現任)	ー株
<社外取締役候補者とした理由>			
		野坂英吾氏は、企業経営者として国内及び海外への事業展開を積極的に図っております。豊かな経験と高い見識を有していることから取締役会の意思決定にあたり、経営陣から独立した視点で妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	呉 雅俊 (1959年7月28日生) 再任	<p>2000年10月 株TSUNAMIネットワークパートナーズ (現 株TNPパートナーズ) 代表取締役社長（現任）</p> <p>2013年11月 株TNPオンザロード取締役会長（現任）</p> <p>2016年7月 株TNPスレッズオブライ特 代表取締役社長（現任）</p> <p>2017年5月 株エムエム総研監査役（現任）</p> <p>2018年3月 当社社外取締役（現任）</p>	一株

<社外取締役候補者とした理由>

呉雅俊氏は、長年企業経営者としての豊かな経験と高い見識を有しております。取締役会の意思決定にあたり、同氏は経営陣から独立した視点で妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 田辺恵一郎氏、野坂英吾氏及び呉雅俊氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、それぞれ当社が定める社外役員の独立性基準を満たしております。
3. 田辺恵一郎氏、野坂英吾氏及び呉雅俊氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立性基準の要件を満たしており、当社は、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
4. 社外取締役候補者の兼職先との取引実績について
社外取締役候補者の田辺恵一郎氏の兼職先である東京鋼鐵工業株と当社は、技術者派遣の取引をしております。2019年度において同社との取引は、双方から見て連結売上高に占める割合が0.1%未満の取引であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼす重要性はありません。
5. 社外取締役候補者の責任限定契約について
当社は、田辺恵一郎氏、野坂英吾氏及び呉雅俊氏との間で、定款第31条の規定に基づき、会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続いたします。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額を限度としております。

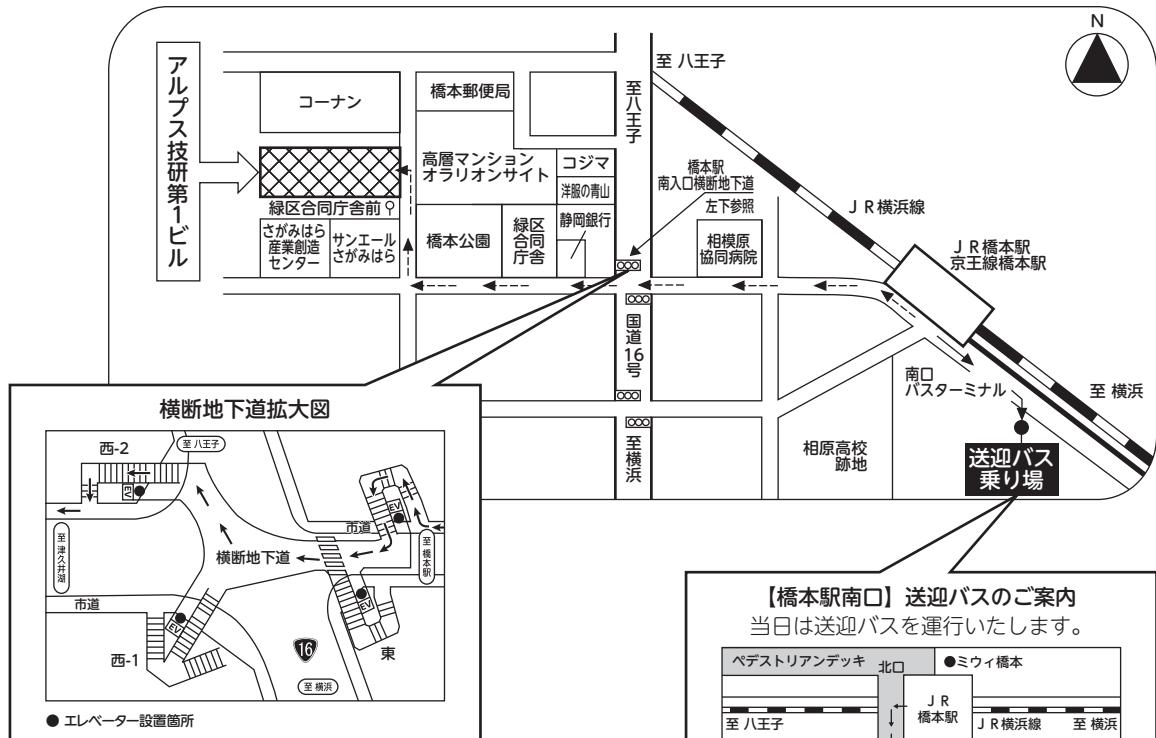
以上

メモ

メモ

株主総会会場 ご案内図

会 場 神奈川県相模原市緑区西橋本五丁目4番12号
 アルプス技研第1ビル 会議室
 T E L 042-774-3333 (代表)



交通機関

- JR 横浜線・JR 相模線・京王相模原線
 橋本駅南口から徒歩約10分（国道16号線は地下道にて横断）
- 橋本駅南口より神奈中バス
 「緑区合同庁舎前」バス停下車徒歩1分
 橋本駅南口バスターミナル
 4番乗場 「橋08若葉台住宅行」「橋28若葉台住宅行」
 発車時刻 9:20、9:45
 なお、橋本駅南口からのバスの所要時間は約5分であります。

